

(参考3) 第4回締約国会議において決定された事項

附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容	
テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル	9,10
クロルデコン CAS No:143-50-0	農薬	・製造・使用等の禁止	7
ヘキサプロモビフェニル CAS No:36355-01-8	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止	8
リンデン (- H C H) CAS No:58-89-9	農薬	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -アタマジラミ、疥癬の医薬品用の製造と使用	6
-ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-84-6	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止	4
-ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-85-7	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止	5
ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル	11,12

附属書Bへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容	
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF) CAS No: 1763-23-1 CAS No: 307-35-7	撥水撥油剤、界面活性剤	・製造・使用等の禁止 (以下の目的・用途を除外する規定あり) -写真感光材料 -半導体用途 -フォトマスク -医療機器 -金属メッキ -泡消火剤 -カラープリンター用電気電子部品 -医療用 CCD カラーフィルター など	1,2

附属書A及びCへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容	
ペンタクロロベンゼン CAS No: 608-93-5	農薬	・製造・使用等の禁止 ・非意図的生成による排出の削減	3

(注意) 上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、条約事務局のホームページ (<http://www.pops.int/>) から会議文書を御確認いただきたい。
2ページに記載の物質リストとの対応。

(参考 4) P O P s 条約附属書 D に規定されている情報の要件及び選別のための基準

P O P R C では、締約国から提案のあった化学物質ごとに、附属書 D に定められた選別のための基準（下記を参照）に基づき審査を実施後、附属書 E に沿って、これら情報を更に考慮、評価した上で、当該化学物質が、長距離にわたる自然の作用による移動の結果として、世界的規模の行動を正当化するようなヒトの健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすかどうかの評価を行うため、危険性の概要（Risk Profile）の作成が行われる。

化学物質の特定	商品名、商業上の名称、別名、ケミカル・アブストラクツ・サービス（CAS）登録番号、国際純正・応用化学連合（IUPAC）の名称その他の名称 ----- 構造（可能な場合には異性体の特定を含む。）及び化学物質の分類上の構造
残留性 (次のいずれか)	化学物質の水中における半減期が2ヶ月を超えること、土中における半減期が6ヶ月を超えること又は堆積物中における半減期が6ヶ月を超えることの証拠 ----- この条約の対象とすることについての検討を正当とする十分な残留性を化学物質が有することの証拠
生物蓄積性 (次のいずれか)	化学物質の水生種の生物濃縮係数若しくは生物蓄積係数が五千を超えること又はこれらの資料がない場合にはオクタノール/水分配係数の常用対数値が五を超えることの証拠 ----- 化学物質に他に懸念される理由（例えば、他の種における高い生物蓄積性、高い毒性、生態毒性）があることの証拠 ----- 化学物質の生物蓄積の可能性がこの条約の対象とすることについての検討を正当とするのに十分であることを示す生物相における監視に基づく資料
長距離にわたる自然の作用による移動の可能性 (次のいずれか)	化学物質の放出源から離れた地点における当該化学物質の潜在的に懸念すべき測定の水準 ----- 化学物質が別の環境に移動した可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動した可能性を示す監視に基づく資料 ----- 化学物質がその放出源から離れた地点における別の環境に移動する可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動する可能性を示す環境運命の性質又はモデルによる予測結果。主に大気中を移動する化学物質については、大気中における半減期が二日を超えるべきである。
悪影響 (次のいずれか)	この条約の対象となる化学物質とすることについての検討を正当とする人の健康又は環境に対する悪影響を示す証拠 ----- 人の健康又は環境に対する損害の可能性を示す毒性又は生態毒性の資料